

2章

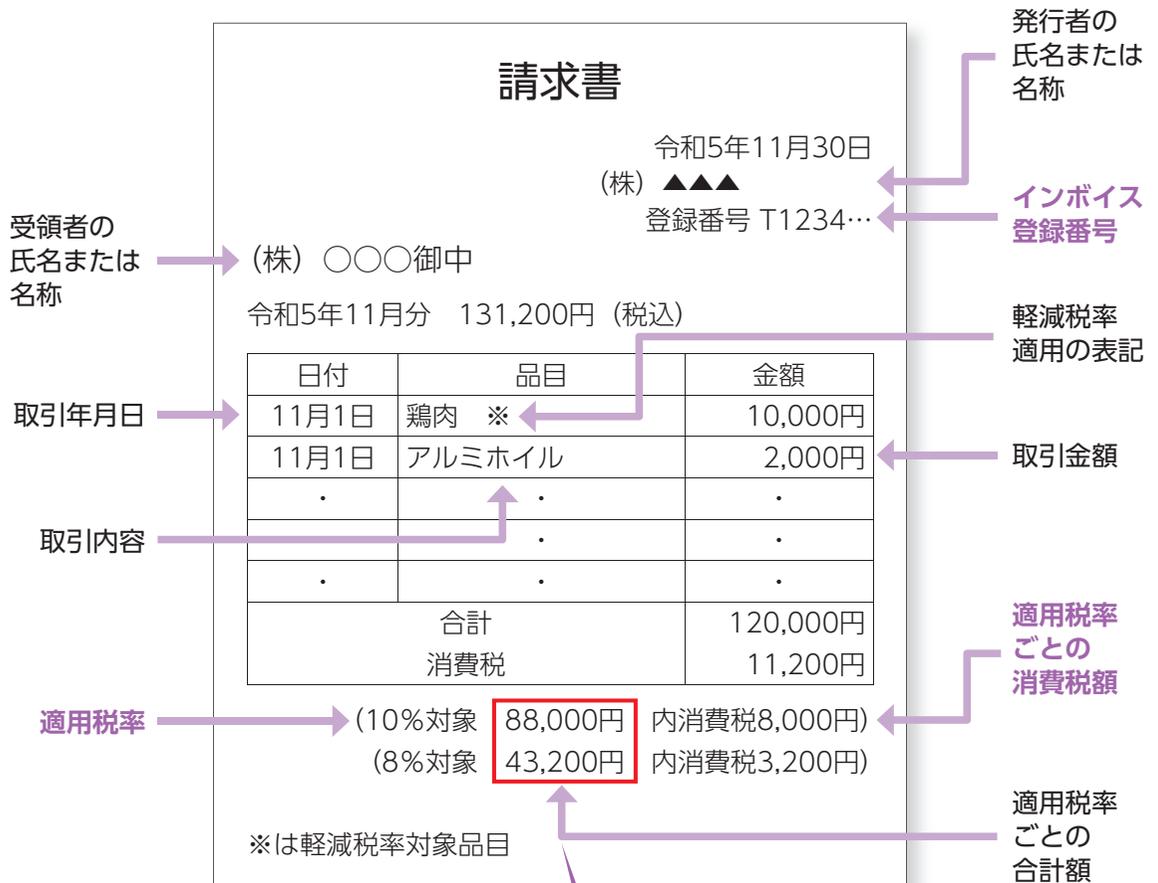
インボイスの実務を 確認しよう



インボイスの記載事項を確認

インボイスの基本的な記載例を挙げますので、確認しておきましょう。
取引先コードによる記載や仕入明細等による記載、複数の書類による対応も可能です。

インボイスの基本記載例



現在「区分記載請求書」を発行していれば、追加項目は太字の3つです。

(10%対象	80,000円	消費税8,000円)
(8%対象	40,000円	消費税3,200円)

※は軽減税率対象品目

適用税率ごとの合計額は税込・税抜
どちらの表記でもかまいません

取引先コードによる記載例

インボイスには「発行者の氏名または名称」と「インボイス登録番号」が必要ですが、次の場合には請求書等に取引先コードなどを記載することで、この記載があるものとして取り扱われます。

- 登録番号と紐付けて管理されている取引先コード表などを相手方と共有している
- 買い手も取引先コード表などから登録番号が確認できる

→「発行者の氏名または名称」と「インボイス登録番号」の省略可

請求書

令和5年11月30日

取引先コード S_00112

(株) ○○○御中

令和5年11月分 131,200円 (税込)

11月1日	鶏肉 ※	10,000円
11月1日	アルミホイル	2,000円
.	.	.
.	.	.
.	.	.
合計		120,000円
消費税		11,200円

(10%対象 88,000円 内消費税8,000円)
(8%対象 43,200円 内消費税3,200円)

※は軽減税率対象品目

仕入明細書等による記載例

買い手が発注書等で注文し、売り手が請求書を発行しない場合には、買い手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することでも仕入税額控除の適用を受けることができます。

ただし、記載するインボイス登録番号は相手方（売り手）のもの（※1）で、課税仕入れの相手方（売り手）の確認を受けたもの（※2）に限られます。



※1
課税仕入れの相手方のインボイス登録番号

仕入明細書

令和5年11月30日

(株) ○○○

送付後一定期間内に連絡がない場合、確認済とします

(株) ▲▲▲御中

登録番号T1234...

令和5年11月分 131,200円 (税込)

日付	取引	仕入金額 (税込)
11月1日	鶏肉 ※	(8%) 10,000円
11月1日	アルミホイル	(10%) 2,000円
.	.	.
.	.	.

合計
10%対象 仕入金額80,000円 消費税8,000円
8%対象 仕入金額40,000円 消費税3,200円

※は軽減税率対象品目

※2

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法の例

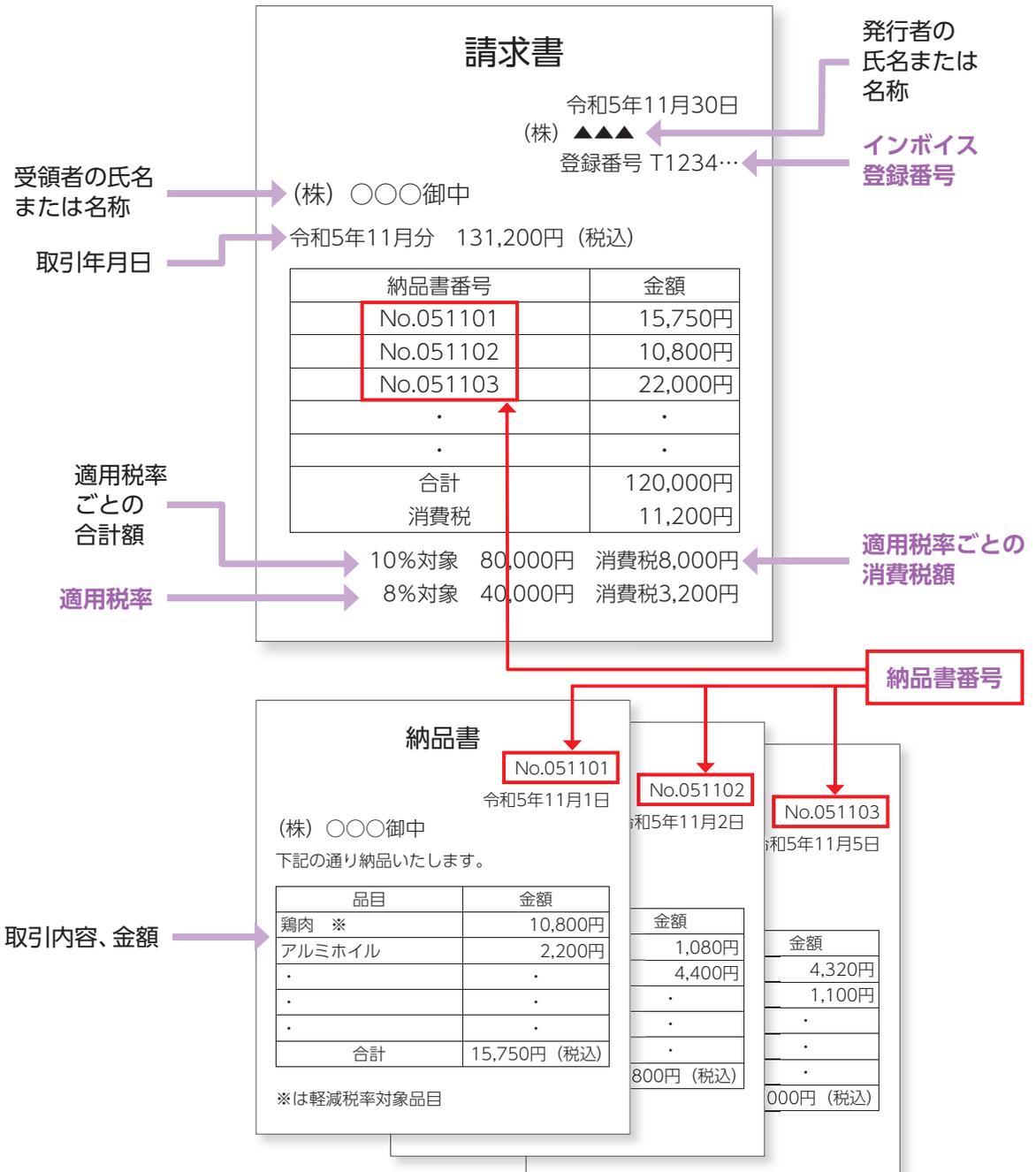
- ①仕入明細書に左のような文言を記載する
- ②書類に確認済の署名などをもらう
- ③受注・発注のオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ④電子メールで確認した旨の返信を受け取る

※ほかの記載は左ページの請求書の記載に準じる。



複数の書類で対応する場合の記載例

インボイスは、一定の事項が記載された請求書等のことですが、**1枚の書類ですべての記載事項を満たさなくてもかまいません**。請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、合わせてひとつのインボイスとすることができます。商品等を順次納品し、1か月分をまとめて請求する場合などは、この方法で対処できます。



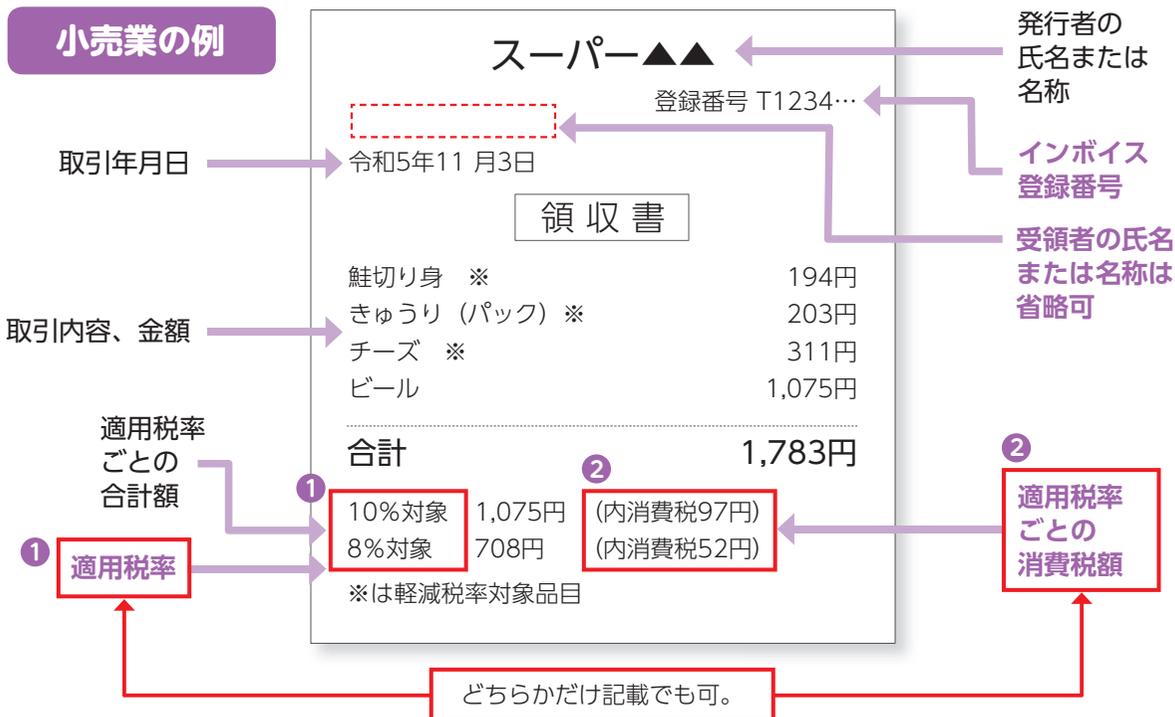
👍 簡易インボイスが認められる場合

不特定多数を取引先とする場合は、受領者の氏名または名称の記載を省略した、簡易インボイスを発行することができます。また、消費税額または適用税率のどちらかのみでの記載でも認められます。

対象となる事業は小売業、飲食店業、旅行業、タクシー業などです。

2

インボイスの実務を確認しよう



これまで使用している領収書に「発行者の氏名または名称」「取引年月日」「取引内容と金額」が記載されていれば、「適用税率」と「インボイス登録番号」をゴム印などで押印することで、簡易インボイスとして利用することができます。

消費税の端数処理は 税率ごとに1回のみ

消費税の端数処理は、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれかを事業者が選択できます。インボイスに記載する、「税率ごとに区分した消費税等」に1円未満の端数が生じる場合は、1つのインボイスにつき、税率ごとに1回のみ端数処理を行います。

端数処理の例 (税抜金額をもとに消費税額を計算する場合)

① 税率ごとに、税抜き金額を合計

② 税率ごとに消費税額を計算

③ 税率ごとに端数処理(1回のみ)

請求書					
				令和5年11月30日	
				(株) ▲▲▲	
(株) ○○○御中				登録番号 T1234...	
請求金額16,340円 (税込)					
取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11月3日	食品ラップ	6	418	2,508	
11月3日	アルミホイル	6	799	4,794	
11月10日	玉ねぎ ※	14	197	2,758	
11月10日	トマト ※	15	329	4,935	
10%対象で1回処理		10%対象計		① 7,302	② 730
				10%対象税込額	8,032
8%対象で1回処理		8%対象計		① 7,693	② 615
				8%対象税込額	8,308
合計					16,340

※は軽減税率対象品目

税率ごとに合計してから端数処理を1回。シンプルで簡単ですね!



7,302円×10%
=730.2
小数点以下を切捨て

③

7,693円×8%
=615.44
小数点以下を切捨て

税込金額をもとに計算する場合は、税率ごとに区分して合計し、10/110または8/108を乗じた金額に端数処理を行います。

消費税の端数処理は、切上げ、切捨て、四捨五入のいずれでも可


NG 例

- ① 商品ごとに、消費税額を計算し端数処理
- ② ①で算出した消費税額を税率ごとに合算
- ③ 商品の税抜き合計額に②を加える

請求書

令和5年11月30日
(株) ▲▲▲
登録番号 T1234...

(株) ○○○御中
請求金額16,338円 (税込)

取引年月日	品名	数量	単価	税抜き金額	消費税額
11月3日	食品ラップ	6	418	2,508	250
11月3日	アルミホイル	6	799	4,794	479
11月10日	玉ねぎ ※	14	197	2,758	220
11月10日	トマト ※	15	329	4,935	394
10%対象計				7,302	729
10%対象税込額					8,031
8%対象計				7,693	614
8%対象税込額					8,307
合計					16,338

※は軽減税率対象品目

商品ごとの
端数処理は

① **NG**

2,508円×10%
=250.8
小数点以下を
切捨てなど
商品ごとに算出

② **合算NG**

② **合算NG**

複数の納品書を作成し、一定期間で請求する場合は、請求書と納品書の関連を明確にした上で、請求書でまとめて税率ごとの端数処理を行うか、各納品書で税率ごとの端数処理を行います。



返品や値引きなどには 適格返還請求書が必要

インボイスを発行したあとで、返品があったり、値引きをしたり、販売奨励金などが発生するときは、「適格返還請求書」を発行しなければなりません。インボイスの記載内容を把握できていれば難しくありません。



適格返還請求書の基本記載例①

● 適格返還請求書を別に発行する

支払明細書☆

令和5年12月28日
(株) ▲▲▲
登録番号T1234

受領者の氏名
または名称 → (株) ○○○御中

対価の返還等
の元になった
取引を行った
年月日 → 返品額21,800円 (税込)

日付	品目	金額
11月5日	小麦粉 ※	1,000円
11月5日	キッチンペーパー	2,000円
.	.	.
.	.	.
合計		20,000円
消費税		1,800円

売上にかかる
対価の
返還等を行う
年月日 →

発行者の氏名
または名称 →

インボイス
登録番号 →

取引内容、
金額 →

軽減税率
適用の表記 →

適用税率
または
消費税額、
または
その両方 →

(10%対象 11,000円 内消費税1,000円)
(8%対象 10,800円 内消費税800円)

※は軽減税率対象品目

☆値引明細書、割引明細書、販売奨励金明細書などとして発行されることもあります。



税制改正により、1万円未満の返品や値引きなどは、適格返還請求書を発行しなくてもOKになりました。振込手数料を値引き処理する場合もこの対象となります。

👍 適格返還請求書の 基本記載例②

- インボイスと同時に発行する場合
／売上と返品を別々に記載する

請求書

令和5年11月30日
(株) ▲▲▲
登録番号T1234…

(株) ○○○御中
令和5年11月分 109,400円 (税込)

日付	品名	金額
11月1日	鶏肉 ※	10,000円
11月1日	アルミホイル	2,000円
・	・	・
・	・	・
合計		120,000円
消費税		11,200円

(10%対象 88,000円 内消費税8,000円)
(8%対象 43,200円 内消費税3,200円)

返品明細書

日付	品名	金額
11月5日	小麦粉 ※	1,000円
11月5日	キッチンペーパー	2,000円
・	・	・
・	・	・
合計		20,000円
消費税		1,800円

(10%対象 11,000円 内消費税1,000円)
(8%対象 10,800円 内消費税800円)

※は軽減税率対象品目

インボイスの
記載事項

適格返還請求書の
記載事項

👍 適格返還請求書の 基本記載例③

- インボイスと同時に発行する場合
／売上と返品を相殺して記載する

請求書

令和5年11月30日
(株) ▲▲▲
登録番号T1234…

(株) ○○○御中
令和5年11月分 **109,400円 (税込)**

日付	品名	金額
11月1日	鶏肉 ※	10,000円
11月1日	アルミホイル	2,000円
・	・	・
・	・	・
合計		120,000円
消費税		11,200円

返品明細書

日付	品名	金額
11月5日	小麦粉 ※	1,000円
11月5日	キッチンペーパー	2,000円
・	・	・
・	・	・
合計		20,000円
消費税		1,800円

(10%対象 77,000円 内消費税7,000円)
(8%対象 32,400円 内消費税2,400円)

※は軽減税率対象品目

売上高と対価の返還等の金額を相殺して、相殺後の金額に対する消費税額を税率ごとに記載することも可能

一括値引きをした場合、 按分計算で対応できる

インボイスの基本的な記載例を挙げますので確認しておきましょう。
取引先コードによる記載や仕入明細等による記載、複数の書類による対応も可能です。

👍 一括値引きがある 場合の記載例①

- 値引き後の税込金額を税率ごとに区分して合計した額を記載

領収書	
令和5年11月30日 (株) ▲▲▲ 登録番号T1234…	
贈答用洗剤	3,300円 ② → 10% 対象
豚肉加工品 ※	2,160円 ③ → 8% 対象
小計	5,460円 ④
割引	1,000円 ①
合計	4,460円
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> (10%対象 2,696円 内消費税245円) (8%対象 1,764円 内消費税130円) </div>	
※は軽減税率対象品目	

👍 一括値引きがある 場合の記載例②

- 値引き前の税抜金額または税率ごとに区分して合計した税込価額と税率ごとの値引額を記載

領収書	
令和5年11月30日 (株) ▲▲▲ 登録番号T1234…	
贈答用洗剤	3,300円 ② → 10% 対象
豚肉加工品 ※	2,160円 ③ → 8% 対象
小計	5,460円 ④
	(10%対象 3,300円)
	(8%対象 2,160円)
割引	1,000円 ①
	(10%対象 604円)
	(8%対象 396円)
合計	4,460円
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> (10%対象 消費税245円) (8%対象 消費税130円) </div>	
※は軽減税率対象品目	

値引き額は、金額の比率で按分して税率ごとに区分します。
 計算方法は次の通りです。



$$\text{値引額} \times \frac{\text{対象の金額}}{\text{全体の金額}} \doteq \text{按分した値引額}$$

値引額

●10%対象

$$\text{① } 1,000\text{円} \times \frac{\text{② } 3,300\text{円}}{\text{④ } 5,460\text{円}} \doteq \text{③ } 604\text{円}$$

●8%対象

$$\text{① } 1,000\text{円} \times \frac{\text{③ } 2,160\text{円}}{\text{④ } 5,460\text{円}} \doteq \text{② } 396\text{円}$$

値引き後の税込金額

●10%対象

$$\text{② } 3,300\text{円} - \text{③ } 604\text{円} = \text{④ } 2,696\text{円}$$

●8%対象

$$\text{③ } 2,160\text{円} - \text{② } 396\text{円} = \text{④ } 1,764\text{円}$$

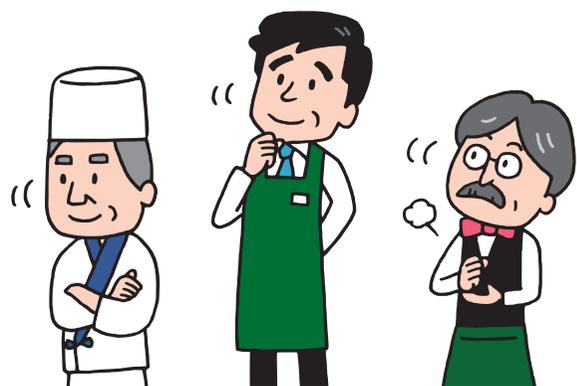
消費税額は、値引き後の税込金額から計算します。

●10%対象

$$\text{④ } 2,696\text{円} \times \frac{10}{110} \doteq 245\text{円}$$

●8%対象

$$\text{④ } 1,764\text{円} \times \frac{8}{108} \doteq 130\text{円}$$



インボイスに屋号の記載OK! 公表には届出を

インボイスに記載する氏名や名称については、電話番号などを記載して発行事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などでもかまいません。ただし、国税庁の公表サイトで公表するためには、届出が必要です。

✓ 公表されるインボイス事業者の情報

- ① インボイス事業者の氏名または名称
- ② 法人は、本店または主たる事務所の所在地
- ③ 特定国外事業者以外の国外事業者は、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 登録取消年月日、登録失効年月日

①～⑥までの事項に加え、次の事項も追加して公表することができます。

① について

- 個人事業主の主たる屋号、主たる事務所の所在地等の公表を希望する場合
- 住民票に併記されている外国人の通称もしくは旧姓を氏名として公表、または氏名と併記して公表することを希望する場合

インボイス登録申請書と併せて「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出します。

② について

- 人格のない社団等の本店または主たる事務所の所在地の公表を希望する場合

